

## 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」及び

### 「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について

#### 1 策定の経緯

##### (1) 子どもの貧困対策計画

「三重県子どもの貧困対策計画」は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく都道府県計画として、子どもの貧困対策を総合的に推進するために必要な事項を定めるものです。

平成 28 年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画(平成 28 年度～令和元年度)」を策定し、令和 2 年度からは、当初の計画期間終了にあたり、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、「第二期 三重県子どもの貧困対策計画(令和 2 年度～令和 6 年度)」を策定しています。

現行計画が令和 6 年度をもって最終年度を迎えることから、今年度新たな計画を策定します。

##### (2) ひとり親家庭等自立促進計画

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、平成 14 年の「母子及び寡婦福祉法」の改正によって自立促進計画の策定が努力義務とされました。

これを受けて、平成 17 年度に「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」、平成 22 年度に第二期計画を策定しました。

さらに、平成 26 年 10 月に改正された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による父子家庭に対する支援の拡充などをふまえ、平成 26 年度に第三期計画、令和元年度に第四期計画を策定しました。

現行計画が令和 6 年度をもって最終年度を迎えることから、今年度新たな計画を策定します。

#### 2 これまでの成果と課題

##### (1) 子どもの貧困対策計画

現行計画では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「身近な地域での支援体制の整備」の 5 つの支援を柱として取組を進めています。

### ①教育の支援

本県では、生活困窮家庭またはひとり親家庭の子どもが利用できる学習支援事業の実施、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていなかったりする中学生等を対象にした「地域未来塾」による学習支援、「子どもの居場所」団体における学習支援の取組を推進しています。

生活困窮家庭の子どもへの学習支援は、公民館等で行ったり、家庭訪問で行ったり、オンライン学習を活用したりするなど、市町によって進め方はさまざまですが、学習支援を受けられる子どもの人数は限られており十分とは言えないため、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援等が、「子どもの居場所」なども含めた身近な地域で利用できるよう市町や学習支援に取り組む団体等に働きかける必要があります。

### ②生活の支援

県内における「子どもの居場所」の数が、年々増加し、令和5年度には181か所となりました。子ども食堂だけではなく、フードパントリー、学習支援教室、体験活動の提供など、多様な形態の「子どもの居場所」を拠点とした支援が広がっています。これらの「子どもの居場所」の活動を持続可能な取組としていくため、子どもの居場所運営者向けの人材育成支援や運営補助などを実施しました。

ひとり親家庭の保護者は、子どもを預けて仕事に行かざるを得ない状況にありますが、ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブの利用料が高額であるため、大きな負担となっています。しかし、ひとり親家庭に対するファミリー・サポート・センターの利用料の減免・助成、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する市町数は増えていない状況です。ひとり親家庭の保護者が、必要なサービスを受けられるよう国や市町に働きかけ、制度の充実や利用料の減免・助成等を拡充していく必要があります。

### ③保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るため、生活保護世帯の保護者に対して、福祉事務所のケースワーカーや就労支援員等がハローワーク等の関係機関と連携して就労支援を行った結果、就労支援を行う生活困窮者の人数は、平成30年度の321人から令和5年度には624人に増加しました。

一方、ひとり親家庭の保護者に対する就労支援については、希望職種と求人のミスマッチによるマッチングの難しさなどにより、就業に至らないケースがあります。そのため、三重県母子・父子福祉センターによる就労相談については、ハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等との連携をとりながら、個々の状況に応じた就労支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

#### ④経済的支援

児童扶養手当、特別児童扶養手当といった各種手当等の支給、ひとり親家庭、低所得世帯に対する母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付など、貧困の状況にある世帯に対する経済的支援を行いました。

母子世帯における養育費を受給している割合が25.4%（令和5年度）であり、全国平均の28.1%（令和3年度）より下回っている状況です。令和5年4月、国において、養育費を受給している割合を令和13年までに40%とする目標が定められたことを受けて、養育費の取り決め方法の周知、離婚前からの相談支援等、養育費の確保に向けた取組を充実させていく必要があります。

#### ⑤身近な地域での支援体制の整備

貧困に関連するさまざまな分野の相談に対応可能なワンストップ窓口、庁内外の関係機関との連携等により、包括的かつ一元的な支援が行える市町数は、平成30年度の17市町から令和5年度には26市町に増加しており、支援体制の整備が進んでいます。

一方、子どもの貧困対策計画を策定している市町数は、平成30年度の2市町から令和5年度には15市町に増加しているものの、現在の進捗としては全体の半数程度にとどまっています。今後、未策定の市町に対しては、新たな計画の内容を説明するとともに、既に策定している市町の記載内容を共有するなど、市町における計画策定への支援を行う必要があります。

### （2）ひとり親家庭等自立促進計画

現行計画では、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を進めています。

#### ① 親への就業支援

三重県母子・父子福祉センターに求職者登録をした人の就業率は35.7%（令和5年度）となりました。ひとり親家庭の保護者については、子育てと仕事を両立するために夜勤や休日勤務がない仕事や、子どもの急病時などに休むことが可能な仕事を希望する傾向があり、さらに給与面での希望があり、マッチングが難しくなっています。

## ② 子育てと生活のための支援

病気の時等に家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行う、ひとり親家庭等日常生活支援事業については8市町が実施しています。ひとり親家庭に対するファミリー・サポート・センターの利用料の減免・助成については4市町が実施しています。市町と連携しながら、ひとり親家庭等日常生活支援事業の拡大、ファミリー・サポート・センターの利用料の減免・助成の拡充を図る必要があります。

## ③ 子どもへの学習支援

ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業については8市町が実施しています。令和5年度から生活困窮家庭も対象となり、2市が実施、令和6年度から受験料や模試の費用も対象となり、1市が実施しています。市町と連携し、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業と調整を行いながら、実施の拡大を図る必要があります。

## ④ 経済的な安定のための支援

児童扶養手当受給世帯に、物価高騰による家計急変に対する支援として1世帯あたり2万円分の電子マネー等（令和4年度）、子ども1人あたり2万円（令和5年度）を県独自で給付しました。

養育費の履行確保等に対応するため、離婚前から三重県母子・父子福祉センターでの弁護士相談や福祉事務所での相談が必要です。

## ⑤ 相談機能の充実と各種支援制度の周知

令和5年度から支援を必要とするひとり親家庭等が必要な情報に簡単に24時間365日スマートフォン等からアクセスできるよう、ひとり親家庭等相談用AIチャットボットを三重県母子・父子福祉センターのホームページ上で運用し、必要な情報が得られる仕組みを構築しました。

また、電話による相談件数が減少しているため、AIチャットボットの利用、SNSによる相談の促進など相談対応を充実する必要があります。

## ⑥ 父子家庭に対する支援の充実

県では他の世帯員を含む父子世帯は、ひとり親家庭世帯数の約15%（令和2年）と少ない状況ですが、福祉事務所には、250件（令和5年度）の相談がありました。

今後も母子家庭、父子家庭の区別なく、相談対応や情報提供を行うとともに、父子家庭が孤立することがないように、子育てや生活等の不安解消を図る必要があります。

### 3 国の動向

#### (1) 「こども大綱」について

令和5年4月には「こども基本法」が施行され、同法に基づき、「子供の貧困対策に関する大綱」を含めた子ども政策関連の大綱を一元化した「こども大綱」が、令和5年12月に閣議決定されました。

「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題であり、その解消に向けて全力をあげて取り組む」ことが明記されました。

#### (2) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」について

また、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

#### (3) 「民法等の一部を改正する法律」について

養育費を確保しやすくするため、令和6年6月に「民法等の一部を改正する法律」が公布され、2年以内に施行されることとなりました。

- ・養育費債権に優先権(先取特権)を付与(債務名義がなくても差押え可能に)
- ・法定養育費制度を導入(父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求が可能に)

### 4 「三重県子どもの貧困対策計画」及び「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の一本化について

ひとり親家庭の約半数(44.5%<sup>※</sup>)が貧困状態であり、ひとり親家庭を取り巻く環境が依然として厳しい現状をふまえ、ひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家族を支援し、子どもの貧困の解消に向けた施策を総合的に推進していくため、両計画を一本化して、新たな計画を策定することを予定しています。

※「2022(令和4)年国民生活基礎調査」(厚生労働省)

ひとり親家庭における「相対的貧困率(貧困線に満たない世帯員の割合)」

### 5 次期計画の進め方

#### (1) 子どもの生活実態調査(アンケート)

県内の貧困家庭及びひとり親家庭における生活実態についての把握を

行うため、アンケート調査を行います（8月～10月）。

（2）当事者からの聴取調査（ヒアリング）

当事者から直接、生活の実態を聴き取ります（9月～10月）。

（3）貧困家庭、ひとり親世帯への支援者や有識者等との意見交換

さまざまな困難を抱える家庭の支援に関わっている方で構成する「三重県子どもの貧困対策計画及びひとり親家庭等自立促進計画策定検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、貧困家庭及びひとり親家庭の現状や必要な支援について意見交換を行います（11月、2月）。

（4）審議会における調査審議

「三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で審議します（11月、2月）。

## 6 「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」の概要

現行計画の基本理念、5つの支援の柱をベースにしつつ、国の動向や子どもの生活実態調査の結果等をふまえた上で、具体的取組や計画目標等を再整理するなど、子どもの貧困の解消及びひとり親家庭等自立促進に向けた対策を着実に継続的に実行するための次期計画を策定します。

### 【現行計画の基本理念】

生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢や希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす。

加えて、全てのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもが夢と希望を持って成長できる三重をめざす。

### 【現行計画の5つの支援の柱】

- ① 教育の支援（子どもへの学習支援）
- ② 生活の支援（子育てと生活のための支援）
- ③ 保護者の就労に関する支援（親への就業支援）
- ④ 経済的支援（経済的な安定のための支援）
- ⑤ 身近な地域での支援体制の整備

（相談機能の充実と各種支援制度の周知・父子家庭に対する支援の充実）

※①～⑤は、「子どもの貧困対策計画」における支援の柱であり、（ ）内は、それに相当する「ひとり親家庭等自立促進計画」における支援の柱です。

## 7 計画期間

令和7年から令和11年度までの5年間

## 8 計画策定のポイント

- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」及び同法に基づく「こども大綱」の内容を反映します。
- ・子どもの生活実態調査、当事者からの聴取調査で把握した当事者の声を反映します。
- ・現行計画中に発生した状況変化（コロナ禍をきっかけとした体験機会の減少、物価高騰など）の影響を考慮します。

## 9 今後の予定

令和6年10月	子どもの生活実態調査の集計、分析
11月	第1回検討会議 第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（中間案の説明）
12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明） パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
令和7年2月	第2回検討会議 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案の説明）
3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明） 次期計画の策定